

平成23年度貿易円滑化事業の開始について  
＜補助事業者の追加＞

平成24年1月6日  
貿易経済協力局貿易振興課

平成23年度貿易円滑化事業について、昨年12月22日付で新たな補助事業者となる以下の検査機関を発表したところですが、それらの検査機関において本日から補助事業を開始しますのでお知らせします。

(注) なお、この事業は輸出品に関する放射線量検査に要する経費を補助するものであるため、検査申込みにあたり輸出契約書(写し)等の書類の提出が必要となります。また、中小企業とそれ以外の企業では検査料補助の割合が異なることから、中小企業の区分で検査を申し込む場合には、中小企業であることが確認できる書類(登記簿謄本等)が必要となります。詳細は以下のリンク「放射線量検査FAQ」をご参照いただくほか、それぞれの検査機関にお問い合わせください。

◇本日から事業を開始する検査機関

- ・ 一般社団法人日本貨物検数協会
- ・ 株式会社ユニチカ環境技術センター
- ・ 財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

[◇補助事業者一覧](#)

[◇放射線量検査FAQ](#)